

# 告示

## 埼玉県告示第九百九十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項の規定において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利の設定に関し裁定したので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
川越市大字菅間字上ノ前五百三十二番一	田	六〇七・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十二番二	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十三番	田	一、二九九・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十四番一	田	一、〇一四・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十四番二	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十五番一	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十五番二	田	二六七・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十六番一	田	五六八・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十七番二	田	四九五・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十八番	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百三十九番一	田	四九五・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百四十一番二	田	六四一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百四十一番三	畑	三五〇・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十二番一	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十三番	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十四番一	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十五番二	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十七番一	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十七番二	田	九九一・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十八番一	田	九一九・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百七十八番二	田	三・三〇
川越市大字菅間字上ノ前五百八十九番一	田	九六三・〇〇
川越市大字菅間字上ノ前五百八十九番二	田	九六三・〇〇

二 利用権の内容等

内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田	令和四年十二月一日	十年	〇円

三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 強瀬 道男

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和三年十二月三日、農地法第三十二条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示が行われたが、所有者等からの申出はなかった。

五 補償金の支払の方法

該当なし

六 補償金の還付について

該当なし